

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 2 月 17 日

東京都港区港南一丁目 7 番 1 号
ソニー株式会社
代表執行役 吉田 憲一郎

当社は、ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社（本店所在地：東京都港区港南一丁目 7 番 1 号。以下「SOMC」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、本分割契約に定める当社の権利義務を SOMC に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容
別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

(1) 吸収分割の対価の数の相当性に関する事項

SOMC は、本吸収分割に際して普通株式 1 株を発行し、吸収分割会社である当社に対して割当交付します。交付株式数は、本吸収分割の効力発生時において当社が SOMC の発行済株式の全てを所有することとなることを踏まえて、当社と SOMC との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) SOMC の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により増加する SOMC の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりです。これは、SOMC の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

- (1) 資本金の増加額： 0 円
- (2) 資本準備金の増加額： 会社計算規則に従い別途 SOMC が定める額
- (3) 利益準備金の増加額： 0 円

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① SOMCは、2021年2月12日付で、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社（以下「SIPS」といいます。）との間で、合併契約を締結しました。かかる契約に基づく合併により、SOMCは、2021年4月1日付で、SIPSの権利義務全部を承継する予定です。

② SOMCは、2021年2月12日付で、ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社（以下「SHES」といいます。）との間で、合併契約を締結しました。かかる契約に基づく合併により、SOMCは、2021年4月1日付で、SHESの権利義務全部を承継する予定です。

③ SOMCは、2021年2月12日付で、ソニーエレクトロニクス株式会社（以下「SEC」といいます。）との間で、合併契約を締結しました。かかる契約に基づく合併により、SOMCは、2021年4月1日付で、SECの権利義務全部を承継する予定です。

④ SOMCの完全子会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は、2021年3月23日付の臨時株主総会において、SOMCに対して剰余金の配当を行うことを決議する予定です。なお、この配当に基づく配当財産の交付は、2021年3月26日に行われる予定です。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、連結子会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社（以下「SFH」といいます。）の普通株式及び新株予約権の全てを取得し、SFHを当社の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議し、本公開買付けを2020年5月20日から2020年5月13日の期間で実施しました。その結果、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限以上となったことから、応募株券等の全部の買付け等を行いました。なお、本公開買付けの実施にあたり、買付けの対象となった普通株式及び新株予約権の取得資金に充当するために国内民間銀行から3,225億円の借入を行っています。

なお、本公開買付けの結果を受け、当社は、会社法第179条の規定に基づくSFHの普通株式の全てを取得することを目的とした手続を開始し、2020年9月2日付で、SFHを完全子会社にしました。本公開買付けの対価は396,698百万円です。

- (2) 当社は、2020年7月に、流動性拡充のため、2018年11月に実施したEMI Music Publishingを所有するDH Publishing, L.P.の持分約60%の取得等を融資対象として、複数の銀行から約2,000百万米ドル相当の長期借入（8年、10年満期）を行いました。この借入は、日本企業による海外M&A支援等を目的として創設された、株式会社国際協力銀行の「成長投資ファシリティ」を活用したものです。1,200百万米ドル（借入総額の約60%）が「成長投資ファシリティ」を活用したドル建て借入、860億円（約800百万米ドル相当、借入総額の約40%）が国内民間銀行からの円建て借入となっています。
- (3) 当社は、2020年8月4日付の取締役会決議により、以下のとおり、会社法及び当社定款の規定にもとづき、自己株式の取得枠を設定することを決定しました。
 - ① 取得し得る株式の総数：2,000万株（上限）
 - ② 株式の取得価額の総額：1,000億円（上限）
 - ③ 取得期間：2020年8月5日～2021年3月31日

6. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社である当社の債務の履行の見込みについて

当社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社であるSOMCが吸収分割会社である当社から承継する債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以降に弁済期が到来するSOMCの債務につき、履行の見込みがあると判断しています。なお、SOMCは、2020年3月末日時点において簿価債務超過の状況にあるものの、本吸収分割の効力発生日までに債務超過が解消される見込みであることから、SOMCの債務の履行に支障を及ぼす事態は予想されません。

以上

別紙 1 吸収分割契約書

(次頁以降に添付)

吸収分割契約書



ソニー株式会社（以下、「甲」という。）及びソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社（以下、「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割により、甲がその「エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション事業」（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下、「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：ソニー株式会社

本店所在地：東京都港区港南一丁目7番1号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

本店所在地：東京都港区港南一丁目7番1号

第3条（本吸収分割の効力発生日等）

1. 本吸収分割が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、吸収分割手続の必要性その他の事由により変更が必要な場合、甲及び乙の間で協議し合意により、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、以下の各号に掲げる商号変更及び吸収合併の全てが効力を生じることを停止条件（以下、あわせて「本停止条件」という。）として、効力発生日にその効力を生じる。但し、吸収分割手続の必要性その他の事由により変更が必要な場合、甲及び乙の間で協議し合意により、本停止条件の内容を変更することができる。
 - (1) 乙及びソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社（以下、「SIPS」という。）の間の2021年2月12日付吸収合併契約書に基づく、乙を存続会社、SIPSを消滅会社とする吸収合併
 - (2) 乙及びソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社（以下、「SHES」という。）の間の2021年2月12日付吸収合併契約書に基づく、乙を存続会社、SHESを消滅会社とする吸収合併
 - (3) 乙及びソニーエレクトロニクス株式会社（以下、「SEC」という。）の間の2021年2月12日付吸収合併契約書に基づく、乙を存続会社、SECを消滅会社とする吸収合併
 - (4) 乙の商号を「ソニー株式会社」とする商号変更

第4条（本吸収分割により承継する権利義務等）

1. 本吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受とする。

第5条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本承継対象権利義務に代えて乙の普通株式1株を交付する。

第6条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割による乙の資本金及び準備金の増加額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額： 0円
- (2) 資本準備金の増加額： 会社計算規則に従い別途乙が定める額
- (3) 利益準備金の増加額： 0円

第7条（本吸収分割の承認に係る株主総会）

甲は、会社法第784条第2項の規定する簡易吸収分割の要件を満たすため、株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第8条（法令上の手続の実行等）

1. 甲及び乙は、本吸収分割を実行するために必要な手続（本吸収分割を実行するために必要な会社法を含む法令上の手続を含むが、これに限らない。）について相互に協力するものとする。
2. 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙に経営上重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合には、甲及び乙の間で協議し合意により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降においても、本事業に関し、法令によるものであるか否かを問わず、一切の競業禁止義務を負わない。

（以下、余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方捺印の上それぞれ各1通を保管する。

2021年2月12日

甲：

東京都港区港南一丁目7番1号

ソニー株式会社

代表執行役 吉田 憲一郎



乙：

東京都港区港南一丁目7番1号

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

代表取締役 岸田 光哉



承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務は次のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2020年12月31日時点の貸借対照表その他の同日時点の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

以下の(1)①に記載の資産並びに効力発生日において本事業のみに属する以下の(1)②③④及び(2)に記載の資産（但し、VAIOサポート事業及びTSサステイニング事業のみに属する資産を除く。）

(1) 流動資産

- ① 預け金（「2.負債」記載の各科目の帳簿価額の合計額から「1.資産」記載の各科目（預け金を除く。）の帳簿価額の合計額を控除して得られる金額）
- ② 売掛金（MPEGライセンスに関する売掛金を除く。）
- ③ 前払費用
- ④ 未収入金
- ⑤ 仮払金

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産
工具、器具、備品
- ② 無形固定資産
ソフトウェア、権利金、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を除く。）
- ③ 投資その他
三井倉庫サプライチェーンソリューション株式会社に係る関係会社株式、敷金、保証金、繰延税金資産

2. 負債

効力発生日において本事業のみに属する以下の(1)及び(2)に記載の負債（但し、VAIOサポート事業及びTSサステイニング事業のみに属する負債を除く。）

(1) 流動負債

- ① 買掛金
- ② 未払金
- ③ 未払費用
- ④ 前受金
- ⑤ 仮受金
- ⑥ 預り金

- ⑦ 前受収益
- ⑧ 賞与引当金
- (2) 固定負債
 - ① 長期未払金
 - ② 退職給付引当金
- 3. 雇用契約等
 - (1) 雇用契約

効力発生日時点において甲が雇用契約を締結している、(i) 本契約別表に記載の組織（本契約別表に記載の海外関連会社を除く。）に主務として在籍する甲の従業員、及び、(ii) 本契約別表に記載の海外関連会社に主務として在籍する甲の従業員のうち本事業に主に従事する従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位並びにこれらに付随する一切の権利義務
 - (2) 労働協約

甲のソニー労働組合に対する組合事務所と掲示板の貸与義務
- 4. 雇用契約を除く契約

効力発生日時点において甲が本事業のみに関して締結している契約に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務。但し、以下の契約を除く。

 - ① VAIO サポート事業に係る契約
 - ② TS サステイニング事業に係る契約
 - ③ 電源事業に係る契約
 - ④ 生命倫理委員会に係る契約
 - ⑤ エレクトロニクス・プロダクツ&ソリューション領域外のソニーグループ会社も発注者とすることができる部品・原材料・生産設備等の売買及び/又は請負に関する基本契約書、並びに、グリーンパートナー環境品質認定合意書及び SPIRITS 承諾書（それらの付帯契約を含む。）
 - ⑥ 甲の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の出願、許諾、被許諾、譲渡、譲受を主たる目的とする契約（但し、甲がソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社（以下、「SOMED」という。）との間で締結した SOMED 事業に関する包括ライセンス契約書を除く。）
 - ⑦ Blu-ray Disc、Advanced Access Content System、Marlin DRM 又は HDMI Authorized Test Center に関する技術標準及び製品コンプライアンスに係る契約
- 5. 許認可等

効力発生日において本事業のみに関して甲が保有する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。但し、甲が引き続き保有する必要のあるものであって別途甲乙間で合意したものを除く。

(i) 在籍組織

ソニー株式会社 法務部エレクトロニクス法務グループ
広報部プロダクト広報グループ
HES 事業担当 V&S 事業本部事業開発部
ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社 全組織
ソニーエレクトロニクス株式会社 全組織
ソニーエンジニアリング株式会社 全組織
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社 全組織
ソニーカスタマーサービス株式会社 全組織
ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社 全組織
ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社 全組織
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 全組織
ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム株式会社
全組織
ソニーピーシーエル株式会社 全組織
ソニービジネスソリューション株式会社 全組織
ソニービズネットワークス株式会社 全組織
ソニープロテクノサポート株式会社 全組織
ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社 全組織
ソニーマーケティング株式会社 全組織
ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社 全組織
ソニー・太陽株式会社 全組織
株式会社アールステーション 全組織
グリーンサイクル株式会社 全組織
グローバルエーアイノベーションズラボラトリー株式会社 全組織
フェリカネットワークス株式会社 全組織
ambie 株式会社 全組織
Qrio 株式会社 全組織
SMN 株式会社 全組織
株式会社 NTT ドコモ 全組織
JR 東日本メカトロニクス株式会社 全組織
フェリカポケットマーケティング株式会社 全組織
日本電気株式会社 全組織
一般社団法人 Medical Excellence JAPAN 全組織

(ii) 在籍海外関連会社

Sony Europe B. V.
Sony EMCS (Malaysia) Sdn. Bhd.

Sony Electronics Inc.
Sony (China) Limited
Sony Technology (Thailand) Co., Ltd.
Shanghai Suoguang Visual Products Co., Ltd.
Sony Electronics Asia Pacific Pte. Ltd.
Sony Electronics Vietnam Company Limited
Sony Inter-American, S. A.
SONY INDIA PRIVATE LIMITED
Sony Electronics JSC
Sony de Mexico S. A. de C. V.
Sony MIDDLE EAST & AFRICA FZE
Sony Taiwan Limited
Sony Electronics Operations (China) Limited
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd.
Sony Thai Co. Ltd.
Sony Corporation of America
P. T. Sony Indonesia
Sony Brasil Ltda.
Sony Digital Products (Wuxi) Co., Ltd.
Sony Philippines, Inc.
eSaturnus S. A. /N. V.
Sony Corporation of Hong Kong Ltd.
Sony Chile Ltda.
Sony Australia Limited
Sony (Malaysia) Sdn. Bhd.
Sony Korea Corporation
Sony Overseas S. A.
Sony Mobile Communications AB
Sony Electronics of Korea Corporation
Sony Professional Solutions MEA FZ LLC
Sony Latin America, Inc.
Foxconn Slovakia spol. s. r. o
Nevion AS

以上

別
様



別紙2 SOMC の最終事業年度に係る計算書類等（事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査報告及び会計監査報告）の内容

（次頁以降に添付）

2020年6月5日

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 岸田 光哉 殿

経営企画部門 部門長 山口 周吾 殿

監査役 吉田 憲生

監査役監査報告書の提出について

私は、会社法第381条第1項の規定に基づき、監査役監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

私は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につきまして、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要なサイトにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月5日

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

監査役 吉田 憲生



2019 年度

事業報告

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

1. 企業の現況に関する事項

(1) 全般的な営業の概況

2019 年度は米中貿易摩擦の激化やブレグジットによる世界的な景気下押し要因で幕をあげました。ソニーにとって今年度は、「プレイステーション」が発売から 25 周年、コロムビア・ピクチャーズを買収して 30 周年という節目の年でもありました。存在意義と価値観を定義した Sony's Purpose & Values そして「人に近づく」という経営の方向性のもとでエンタテインメント領域、エレクトロニクス領域そして金融領域でも One Sony の動きを加速し、Growth を実現するための探索を続けてまいりました。その結果、2019 年度第3四半期の時点では、一時的要因を除いた調整後のベースで増収増益を達成しております。

しかしながら 2020 年の年明け以降、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が中国を起点としアジアそして欧米諸国へと世界的な流行 (パンデミック) となり、世界経済の成長率が急速なマイナスとなるとの見通しも出ています。このような困難な状況下においても事業への影響を最小化するための努力を継続するとともに、ソニーグループとして新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) により世界各国で影響を受けている人々を支援するファンドをたちあげるなど、引き続きグローバルカンパニーとしての社会的責任も果たしてまいります。

2019 年度の当社の売上高は 186,656 百万円 (前年度比 97,178 百万円減)、税引前当期純損失は △39,953 百万円 (前年度比 146,450 百万円改善)、当期純損失は △25,896 百万円 (前年度比 135,786 百万円改善) となりました。

(2) 過去三年間の営業成績及び財産の状況

(単位: 百万円)

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
売上高	515,483	503,056	283,834	186,656
当期純利益又は 当期純損失	473	1,051	△ 161,682	△ 25,896
一株当たり当期純利益 又は当期純損失	7,876.59円	17,510.08円	△ 2,694,650.26円	△ 431,588.07円
総資産	205,432	235,121	165,824	116,529

(3) 対処すべき課題

2019 年度は、2020 年度の黒字化に向けてオペレーションコストの半減を掲げ、変革・改革を実行しました。2018 年度に計画した施策に加え、設計機能の拠点集約やセールス・マーケティング機能のソニーエレクトロニクスへの統合など、事業運営を強化しました。また、2018 年度に策定したコーポレートビジョンのもと、「Xperia 1」以降はソニーの技術を結集し、民生用の技術に留まらず、業務用機器の領域の技術を新たに取り入れ、クリエイターなどの新しい顧客層にもリーチしています。そして、5G サービスの開始に伴い、ソニーとして初の 5G 対応フラッグシップスマートフォン「Xperia 1 II」の商品化を発表したほか、映像制作などプロフェッショナル向けソリューションにも対応する 5G ミリ波帯対応デバイス「Xperia PRO」の開発発表を行いました。

今後も、5G サービスの開始などにより、市場環境の変化やさらなる競争の激化が予想されます。このような環境下において、当社は、ソニーグループが提供する他の製品やコンテンツ、ネットワークサービスとのシームレスな連携を通じ、ユニークで魅力的な顧客体験の提供に取り組んでいます。さらに、設計開発の効率化や品質改善、サプライチェーンマネジメント強化などによるオペレーションの効率化、様々な通信事業者とのパートナーシップなどの販売マーケティング活動の強化、商品導入期間短縮など、商品強化を推進します。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

当事業年度中の定時株主総会以降、当事業年度末までに在任した役員は下記の通りです。

氏名	地位および担当
岸田 光哉	代表取締役社長
石塚 茂樹	取締役
高木 一郎	取締役
古海 英之	取締役
吉田 憲生	監査役

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

4. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について2016年6月24日の取締役会において以下のような決議を行い、同年7月1日より運用することを併せて決議しました。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他ソニーモバイルグループの業務の適正を確保するための体制

1-1. ソニーモバイルグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) ソニーグループの全ての役員及び従業員が遵守すべき基本的な内部規範を定めた、「ソニーグループ行動規範」を周知し、かつ適切な啓発活動や研修をソニーモバイルグループ各社で行うものとする。
- 2) 法令、社内規則違反に関する報告や問題提起を奨励するためにソニーグループ共通の内部通報制度を運用する。

1-2. ソニーモバイルグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の取締役会は、ソニーモバイルグループの業績向上をめざした経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規定に定める事項を決議し、ソニーモバイルグループの業務執行を監督する。
- 2) 業務執行にかかる意思決定を効率的に行うため、当社は「ソニーグループ決裁規程」を採択するものとし、同規定をはじめとするソニー株式会社が制定した各種の社内規則を遵守するものとする。また、これらの規定を踏まえてソニーモバイルグループ各社に適用される規定として「Sony Mobile Communications Delegation of Authority」を制定する。

1-3. ソニーモバイルグループ各社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の各部署及びソニーモバイルグループ各社は、定期的に、もしくはその都度ビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制の整備・運用を行う。

1-4. 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社はソニーグループとしての共通指針である「ソニーグループ行動規範」の周知徹底を図り、業務執行にかかる意思決定の適正を担保するため、「ソニーグループ決裁規程」及び「Sony Mobile Communications Delegation of Authority」による適切な意思決定を行うことを確保するものとする。
- 2) 当社は、親会社であるソニー株式会社が構築・維持する「情報開示に関する統制と手続 (Disclosure Controls and Procedures)」に準拠した体制を構築し、ソニーモバイルグループに生じた重要案件をソニー株式会社のディスクロージャー・コミッティに報告する。

1-5. ソニーモバイルグループの取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役が業務執行に伴い作成する書類その他の情報の取扱いについては、ソニーモバイルグループは、「ソニーグループ記録保管規則」及び「Document Retention Directive」を運用、遵守する。
- 2) 株主総会議事録、取締役会議事録、決裁システム承認履歴など取締役の業務執行に必要な情報については、法令及び上記規定の定めるところにしたがい、適切に保存及び管理を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制

2-1. ソニーモバイルグループの取締役及び使用人その他の者が監査役に報告をするための体制

- 1) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、職務執行状況の報告を受けるとともに、議事録等や決裁文書の閲覧を随時求めることができるものとする。
- 2) 当社の監査役は、ソニーモバイルグループの内部統制に関わる部門(内部監査・経理・財務・コンプライアンスに関わる部門その他)から、活動報告を受けられるものとする。
- 3) 当社は、内部通報の内容及びその対応状況を監査役の求めに応じて開示、報告するものとする。

2-2. 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役職務執行を補佐するため、必要な場合は監査役を補助する者(以下、「補助使用人」という)を置く。補助使用人は、監査役の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析を行うとともに、必要に応じて監査役を補佐するものとする。

2-3. 監査役への報告をした者及び内部通報制度を利用した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーモバイルグループは、監査役への報告、及び内部通報制度を利用して通報された内容の調査を行うにあたり、通報者の匿名性確保は最優先で確保されるよう努めるものとする。また通報者への報復措置を許容しないことを確保するものとする。

2-4. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人に関する指揮命令及び業績評価は監査役が行うものとする。

2-5. 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手当てとその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役及び補助使用人の職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還については当社の社内規程に基づいてこれを負担する。

2-6. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び使用人に対して、必要に応じて面談を持つことができるものとする。
- 2) 当社の会計監査人を交代もしくは解任する場合は監査役の事前の承認を得るものとする。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他ソニーモバイルグループの業務の適正を確保するための体制

1-1. ソニーモバイルグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) ソニーグループの全ての役員及び従業員が遵守すべき基本的な内部規範を定めた、「ソニーグループ行動規範」を周知し、かつ適切な啓発活動や研修をソニーモバイルグループ各社で行っております。
- 2) 法令、社内規則違反に関する報告や問題提起を奨励するためにソニーグループ共通の内部通報制度として、「ソニー・エシックス&コンプライアンス・ホットライン」を運用しています。

1-2. ソニーモバイルグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の取締役会は、ソニーモバイルグループの業績向上をめざした経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規定に定める事項を決議し、ソニーモバイルグループの業務執行を監督しています。
- 2) 業務執行にかかる意思決定を効率的に行うため、当社は「ソニーグループ決裁規程」を採択するものとし、同規定をはじめとするソニー株式会社が制定した各種の社内規則を遵守しています。また、これらの規定を踏まえてソニーモバイルグループ各社に適用される規定として「Sony Mobile Communications Delegation of Authority」を運用しています。

1-3. ソニーモバイルグループ各社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の各部署及びソニーモバイルグループ各社は、定期的に、もしくはその都度ビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制の整備・運用を行っています。

1-4. 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社はソニーグループとしての共通指針である「ソニーグループ行動規範」の周知徹底を図り、業務執行にかかる意思決定の適正を担保するため、「ソニーグループ決裁規程」及び「Sony Mobile Communications Delegation of Authority」による適切な意思決定を行うことを確保しています。
- 2) 当社は、親会社であるソニー株式会社が構築・維持する「情報開示に関する統制と手続 (Disclosure Controls and Procedures)」に準拠した体制を構築し、ソニーモバイルグループに重要案件が生じた場合はソニー株式会社の「ディスクロージャー・コミッティ」に報告しています。

1-5. ソニーモバイルグループの取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役が業務執行に伴い作成する書類その他の情報の取扱いについては、ソニーモバイルグループは、「ソニーグループ記録保管規則」及び「Document Retention Directive」を運用、遵守しています。
- 2) 株主総会議事録、取締役会議事録、決裁システム承認履歴など取締役の業務執行に必要な情報については、法令及び上記規定の定めるところにしたがい、適切に保存及び管理を行っています。

2. 業務の適正を確保するための体制

2-1. ソニーモバイルグループの取締役及び使用人その他の者が監査役に報告をするための体制

- 1) 監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、職務執行状況の報告を受けるとともに、議事録等や決裁文書の閲覧が必要な場合は随時提供しています。
- 2) 監査役は、ソニーモバイルグループの内部統制に関わる部門から、適宜活動報告を受けています。
- 3) 当社は、内部通報の内容及び対応状況を監査役に開示、報告しています。

2-2. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

補助使用人は、監査役の指示のもと、監査対象事項の調査・分析と監査役の補佐を行っています。

2-3. 監査役への報告をした者及び内部通報制度を利用した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーモバイルグループは、監査役への報告、及び内部通報制度を利用して通報された内容の調査を行うにあたり、通報者の匿名性を最優先で確保しています。個別の通報内容の調査においては報復措置を許容しないことを確保しています。

2-4. 監査役の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人に関する指揮命令及び業績評価は監査役が行っています。

2-5. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手当てとその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役及び補助使用人の職務の執行について生じる費用は社内規程にもとづき負担しています。

2-6. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役及び使用人に対して、必要に応じて面談を持っています。
- 2) 当社の会計監査人を交代もしくは解任する場合は監査役の事前の承認を得ています。

5. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするにあたっては第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

2019 度

附属明細書(事業報告関係)

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

事業報告 附属明細書

事業報告において附属明細書に記載する事項はございません。

2019 年度
独立監査人の監査報告書

〔 自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日 〕

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

独立監査人の監査報告書

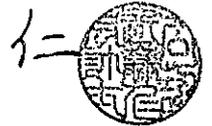
2020年5月13日

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

近藤



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

監査役 吉田 憲 生 殿

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

近藤



監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2019 年度

計 算 書 類

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

貸 借 対 照 表

2020年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	百万円	負債の部	百万円
流動資産	35,680	流動負債	282,025
現金及び預金	10	買掛金	12,484
売掛金	8,692	短期借入金	218,604
商品及び製品	1,177	未払金	19,765
未収入金連結納税	16,484	未払費用	25,661
未収入金	6,817	未払法人税等	4
その他の	2,500	賞与引当金	3,153
		製品保証引当金	1,757
		その他	596
固定資産	80,849	固定負債	276
(有形固定資産)	(0)	退職給付引当金	-
建物及び附属設備	0	資産除去債務	276
機械及び装置	0	役員退職慰労引当金	-
工具・器具及び備品	0		
(無形固定資産)	(0)	負債合計	282,301
特許権	0	純資産の部	
ソフトウェア	0	株主資本	△ 165,772
その他	0	資本金	3,000
(投資その他の資産)	(80,849)	資本剰余金	340,176
関係会社株式	71,268	資本準備金	2,264
繰延税金資産	9,578	その他資本剰余金	337,912
その他	3	利益剰余金	△ 508,948
		その他利益剰余金	△ 508,948
		繰越利益剰余金	△ 508,948
		純資産合計	△ 165,772
資産合計	116,529	負債・純資産合計	116,529

損 益 計 算 書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	186,656
売 上 原 価	147,785
売 上 総 利 益	38,871
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	73,668
営 業 損 失 (△)	△ 34,797
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	45
そ の 他	2,921
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	874
そ の 他	164
経 常 損 失 (△)	△ 32,869
特 別 損 失	
固 定 資 産 減 損 損 失	7,084
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△ 39,953
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 16,434
法 人 税 等 調 整 額	2,377
当 期 純 損 失 (△)	△ 25,896

株主資本等変動計算書

2019年4月1日から 2020年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	3,000	2,264	337,912	340,176	△ 483,052	△ 483,052	△ 139,876	△ 139,876
当期変動額								
当期純損失					△ 25,896	△ 25,896	△ 25,896	△ 25,896
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 25,896	△ 25,896	△ 25,896	△ 25,896
当期末残高	3,000	2,264	337,912	340,176	△ 508,948	△ 508,948	△ 165,772	△ 165,772

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、原材料、貯蔵品
先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産…定額法
- 無形固定資産…定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 製品保証引当金
製品販売後の無償サービス費用の支出に備える為、製品保証の範囲等の実態及び補修経験率にもとづき計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てる為、支給見込額にもとづき計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に充てる為、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額にもとづき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に充てる為、内規による必要額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

2019年10月1日より、当社は確定給付年金制度の改訂を行い、制度改訂前の退職者を除き、確定拠出年金制度に全て移行しました。上記の制度移行に伴い、年金制度の存続部分の平均残存勤務期間が短縮されたため、当事業年度末に未認識数理計算上の差異578百万円を退職給付費用に含めて一括費用処理しております。

(貸借対照表関係)

1. 資産に係る減価償却累計額 8,993百万円
有形固定資産の減損損失累計額は、減価償却累計額に含めて表示しています。
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する短期金銭債権 3,245百万円
関係会社に対する短期金銭債務 8,199百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	9,075百万円
仕入高	11,845百万円
その他の営業取引	21,103百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期末株式数
発行済株式 普通株式	60,001	60,001
合計	60,001	60,001

2. 配当に関する事項
該当ありません。

(税効果会計に関する事項)

繰延税金資産の発生の主な原因は、子会社株式評価減、減価償却超過額、未払費用否認、繰越欠損金等によるものです。なお、繰延税金資産については、回収可能性を検討した結果、評価性引当金を計上しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

ソニーグループでは、金融事業を営む関係会社である Sony Global Treasury Services Plc. (以下「SGTS」) を中心として資金の集中化および効率化をしております。そのため、当社の資金運用については、短期的な預金等に限定し、SGTS からの借入により資金を調達しております。また、借入金の主な用途は運転資金および設備投資資金です。

受取手形および売掛金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程にそってリスク低減を図っております。

なお、デリバティブ取引については、主に SGTS と実需の範囲で、外貨建債権債務の為替変動リスクに対して、為替予約取引を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	10	10	—
(2) 売掛金	8,692	8,692	—
(3) 買掛金	(12,484)	(12,484)	—
(4) 短期借入金	(218,604)	(218,604)	—
(5) 未払金	(19,765)	(19,765)	—
(6) 未払費用	(25,661)	(25,661)	—
(7) 未払法人税等	(4)	(4)	—
(8) デリバティブ取引	78	78	—

(*)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払費用、ならびに (7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの：

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	時価	評価損益	時価の算定方法
市場取引以外の取引	為替予約				SGTS から提示された価格等によっている。
	売建				
	米ドル	1,513	18	18	
	ユーロ	242	△2	△2	
	買建				
	米ドル	8,161	63	63	
	ポンド	151	△1	△1	
	合計	10,067	78	78	

(注2) 関係会社株式(貸借対照表計上額 71,268 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記貸借対照表計上額に表示しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ソニー株式会社	被所有 直接100.0%	役員の兼任 従業員の出向受入 ライセンス料の支払	特許料の支払(*1)	3,935	未払費用	557
				労務費等の決済(*2)	14,504	未払金	3,160
				連結納税 租税債権	16,484	未収入金連結納税	16,484

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 特許料の支払については、契約で定められた条件にもとづき支払を行っております。

*2 労務費等の決済については、契約で定められた条件にもとづき支払を行っております。

2. 子会社及び兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Sony Mobile Communications AB	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売(*1)	4,998	買掛金	1,559
	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	所有 直接100.0%	当社製品の販売	製品の販売(*1)	2,860	売掛金	2,083
	Sony Mobile Communications (China) Co., Ltd	所有 間接100.0%	研究開発部門	構造改革費用の補償(*2)	3,259	未払費用	3,259
親会社の子会社	ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社	なし	製品の修理	製品の修理業務委託(*3)	10,231	買掛金	1,726
	Sony Technology (Thailand) Co., Ltd	なし	当社製品の製造	製品の購入(*1)	97,914	買掛金	6,102
				原材料の有償支給(*1)	23,661	未収入金	5,975
	Sony Global Treasury Services Plc.	なし	為替・資金取引	受取利息(*4)	45	-	-
				資金の預入(*4)	71	その他流動資産	100
				支払利息(*4)	874	その他流動負債	523
				資金の借入(*4)	32,845	短期借入金	218,604
				為替予約 売建(*5)	7,064	-	1,755
為替予約 買建(*5)	148,771	-	8,312				
Sony Electronics (Singapore) Pte. Ltd	なし	情報システムサービス	情報システムサービスの委託(*6)	12,736	未払金	3,006	

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

*2 研究開発部門の構造改革費用の補償金額については、契約で定められた条件にもとづき決定しています。

*3 修理業務の委託については、契約で定められた条件にもとづき、支払を行っております。

*4 預け金及び借入金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

*5 為替予約の取引金額には、期中の契約額の累計を記載しております。また、期末残高には、期末に残存する契約額を記載しております。

なお、取引条件は、契約時の為替相場等にもとづき、合理的に決定しております。

*6 情報システムサービスの委託については、契約で定められた条件にもとづき、支払を行っております。

(1 株当たり情報に関する事項)

1. 1株当たり純資産額 Δ 2,762,822.59 円
2. 1株当たり当期純損失 (Δ) Δ 431,588.07 円

(重要な後発事象に関する注記)

1. 共通支配下の取引等

当社は、2020年2月4日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるソニーモバイルコミュニケーションズジャパン株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2020年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 ソニーモバイルコミュニケーションズジャパン株式会社
事業の内容 無線情報通信のための携帯端末の販売及びアフターサービスの提供

② 企業結合日

2020年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、ソニーモバイルコミュニケーションズジャパン株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

⑤ その他取引の概要に関する事項

更なる経営の効率化を図ること等を目的としております。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、これにより、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益として29百万円を営業外収益に計上する予定であります。

2. 共同株式移転による持株会社の設立

当社、ソニーホームエンタテインメント&サウンドプロダクツ株式会社、ソニーイメージングプロダクツ&ソリューションズ株式会社、ソニーマーケティング株式会社、ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社、ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社及びソニーエンジニアリング株式会社は、2020年4月1日に共同株式移転の方法により7社の完全親会社となるソニーエレクトロニクス株式会社を設立いたしました。

(その他の注記)

計算書類の金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2019 年度

附属明細書(計算書類関係)

自 2019 年4月1日

至 2020 年3月 31 日

ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形 固定 資産	建物及び付属設備	-	82	82 (82)	-	0	103	103
	機械及び装置	-	151	151 (151)	-	0	1,015	1,015
	工具・器具及び備品	-	3,593	3,593 (3,593)	-	0	7,875	7,875
	計	-	3,825	3,825 (3,825)	-	0	8,993	8,993
無形 固定 資産	特許権	-	1,336	1,336 (1,336)	-	0	-	-
	ソフトウェア	-	788	788 (788)	-	0	-	-
	その他	-	1	1 (1)	-	0	-	-
	計	-	2,124	2,124 (2,124)	-	0	-	-

(注) 「当期減少額」のうち()内の金額は、減損損失及び評価損の計上額の内書です。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞 与 引 当 金	2,687	3,153	2,687	3,153
製 品 保 証 引 当 金	1,372	1,757	1,372	1,757
退 職 給 付 引 当 金	5,711	1,110	6,821	-
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44	3	47	-

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
製 品 保 証 引 当 金 繰 入 額	418
賞 与 引 当 金 繰 入 額	3,683
退 職 給 付 費 用	5,191
業 務 委 託 費	17,258
開 発 研 究 費	26,299
そ の 他	20,818
計	73,668

